

諮問番号：諮問第142号

答申番号：答申第142号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った個人情報利用停止請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が令和3年1月27日付けで行った個人情報の利用停止の請求（以下「本件利用停止請求」という。）に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第1項第1号にある「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」であることは明らかである。

してみれば、本件個人情報は、条例にいう個人に関する情報であるから、当然保護されるべきものである。

- (2) 実施機関である県民情報広報課は、審査請求人を特定できることとなる本件個人情報を開示しているのだから、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第4条、第5条等に違反したことは明らかである。

この行為は地方公務員法及び条例にある守秘義務に違反している。

- (3) 何人も、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる（条例第34条第1項）。1号理由にある、第3条第1項、第3項又は第4項の規定に反して収集されたものである。また第5条第1項若しくは第2項又は第5条の2の規定に反して利用されているのも明らかである。

本件個人情報は、審査請求人本人から取得したものではない。また、その個人情報

報は、公開目的で取得されたものでもない。

(4) 個人情報開示請求の前置に対する反論

ア 条例第12条第1項の個人情報開示の請求及び第17条第1項の開示決定はあった(平成30年5月28日付け個人情報開示決定通知書(30障第974号))。

条例第26条第1項第2号で「開示決定に係る個人情報であって、前条第1項の他の法令規定により開示を受けたもの」となっている。今回利用停止を求めている審査請求人の個人情報は、個人情報開示決定に”係る”個人情報であれば事足りる。平成30年5月28日付け個人情報開示決定により開示された公文書は、本件個人情報に直接的に関係している。公表された本件個人情報と同様に審査請求人の個人情報である。

イ 本件個人情報は、公開文書によって公開されているものである。また、既に利用停止措置を受けているものである。

そもそもそのことを審査請求人は、福岡県情報公開審査会からの通知及び縦覧によって知った。よって条例第25条第2項の規定により、「他の法令による開示の決定」を受けたものである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 条例第34条第1項の規定による利用停止の請求の対象となる「自己の個人情報」は、条例第26条第1項の規定により、同項各号に掲げるもの(①開示決定に基づき開示を受けた個人情報又は②開示決定に係る個人情報であって、条例第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの)に限られている。

そして、当該各号の「開示決定」とは、条例第20条第3項の規定により、条例第17条第1項の決定とされている。

審査請求人は、本件個人情報については、平成30年5月28日付け個人情報開示決定通知書(30障第974号)により、条例第17条第1項の規定による開示決定を受けた旨を主張している。

しかしながら、当該開示決定に基づき開示された文書の内容を見ると、本件個人情

報については一切記載されていないと認められることから、当該開示決定が本件個人情報の開示決定をしたものと認めることはできない。

したがって、本件利用停止請求は、必要な開示決定を欠くものであり、不適法といわざるを得ず、処分庁が本件処分により本件利用停止請求を却下したことを違法又は不当ということはできない。

2 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年12月7日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年2月1日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

条例第34条第1項の規定による利用停止の請求の対象となる「自己の個人情報」は、条例第26条第1項の規定により、同項各号に掲げるもの（①開示決定に基づき開示を受けた個人情報又は②開示決定に係る個人情報であって、条例第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの）に限られている。

そして、当該各号の「開示決定」とは、条例第20条第3項の規定により、条例第17条第1項の決定とされている。

審査請求人は、本件個人情報については、平成30年5月28日付け個人情報開示決定通知書（30障第974号）により、条例第17条第1項の規定による開示決定を受けた旨を主張している。

しかしながら、当該開示決定に基づき開示された文書の内容を見ると、本件個人情報については一切記載されていないと認められることから、当該開示決定が本件個人情報の開示決定をしたものと認めることはできない。

したがって、本件利用停止請求は、必要な開示決定を欠くものであり、不適法といわざるを得ず、処分庁が本件処分により本件利用停止請求を却下したことを違法又は不当ということはできない。

そのほか、本件処分に直接影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な

点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、付言すると、処分庁は、条例の解説及び運用としている「個人情報保護事務の手引Ⅰ」（福岡県総務部県民情報広報課。令和2年12月改訂。以下「事務の手引」という。）に、利用停止請求に係る個人情報が条例第26条第1項第1号又は第2号に該当しない場合には、「当該請求を却下する決定を行うこと」とされていたことから、本件処分を行っている。

しかしながら、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の解説書（総務省行政管理局監修、社団法人行政情報システム研究所編集『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（株式会社ぎょうせい、平成17年））によると、「利用停止請求に係る個人情報が第27条第1項第1号から第3号までに該当しない場合（中略）は、「形式上の不備」には当たらないと解される。（中略）なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、第39条第2項により利用停止をしない旨の決定を行うこととなる」とされている。そして、このような運用解釈は、妥当なものと考えられる。

条例第34条（利用停止請求権）及び第37条（利用停止請求に対する決定及び通知）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第36条（利用停止請求権）及び第39条（利用停止請求に対する措置）とほぼ同一の文言であることを鑑みると、条例においても、同法の場合と同様の運用解釈とすべきではないかと考えられるところである。

そうであるとするならば、処分庁は、本件利用停止請求に対し、個人情報利用停止却下処分ではなく、条例第37条第2項に基づく個人情報利用不停止決定処分を行うべきであったとも考えられることから、審査庁におかれては、条例の運用解釈が適切に事務の手引に反映されているかについて確認されたい。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 谷本 拓也